

(表)

9センチメートル

5.5センチメートル

第 \_\_\_\_\_ 号

官職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

日本郵政株式会社法  
第14条第2項の規定による検査員証

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 発行

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 限り有効

総務大臣

印

別記様式(第十二条関係) (平一八総省令七三・平一九総省令三五・令二総省令二二一・一部改正)

(裏)

日本郵政株式会社法抜粋

第14条 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第20条 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。